

広島県告示第百五十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社アスク	広島市佐伯区吉見園二番九号	介護事業所アスク	広島市佐伯区吉見園二一九	介護予防訪問介護	平成二十二年一月一日
株式会社愛ゆうスマイル	広島市中区大手町二丁目一番二号グラウンドビル大手町一〇階	愛ゆうスマイル	広島市中区舟入川口町二一番一一号	介護予防訪問介護	平成二十二年一月二三日